

すばやい対応が命を救う



市の救急活動や救急時の対応について

市内の昨年の救急活動の件数は980件であり、ここ数年は約1,000件の横ばい状態が続いています。市消防署には、現在、救急隊として活動している署員が16名（救急救命士10名）おり、ここでは、救急活動や緊急時において市民の皆さんができる対応等をご紹介します。

れる場合、現場に居合わせた方に心肺蘇生法を口頭指導していますが、実際に家族などが心肺蘇生法を実施している割合は、全体の約6割です。（平成20年実績）

救急隊の役割について

現在、にかほ市消防署には、16名の救急隊員がおり、そのうち、救急救命士として活動しているのは10名です。

市民の皆さんの突然のケガや病気で救急要請があった場合、病院に到着するまでの間、患者の状態を観察し必要な処置を行い、病院まで搬送します。

※救急救命士とは：救急現場、救急車内など病院搬送までに医師の具体的指示などにより、救急救命処置などを行い、傷病者を病院まで速やかに搬送します（救急救命処置とは輸液路確保、器具を使った気道確保等）平成16年7月から気管挿管（気管内チューブ）

ブを用いた気道確保」と平成18年4月から薬剤投与（アドレナリン：強心剤）の処置を行うことができるようになりました（認定救急救命士のみ）。救急救命士制度ができ10数年が経ちましたが、近年、救急救命士の処置拡大が進み、いままでは以上に救急現場において大きな期待と責任が求められています。

市民の役割について

いつ、どこで、突然のケガや病気におそわれるか分かりません。そんなときに、家庭や職場でできる手当が応急手当です。

もつとも重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合です。このような状態にある人の命を救うためには、そばに居合わせた人ができる応急手当（救急処置）です。

迅速な救命のロープウェイ

心臓や呼吸が突然止まった人の命を救うには、何をすればよいでしょうか。まず、はじめに119番通報をして、救急車が到着するまでの間、救命処置（心肺蘇生法）を行います。次に可能であればAED（自動体外式除細動器）を使用します。救急車が到着したら、救急隊員に引き継ぎます。救急隊員は必要に応じて高度な救急処置を行いながら、病院へと搬送するいわば「救命のロープウェイ」がもっとも重要となります。

市内の救急要請状況について

昨年、市内の方がにかほ市消防署に救急車の要請を行い、救急隊が活動した件数は、年間980件にのぼります。（ここ数年は1,000件弱で横ばい状態）

その中で、心肺停止状態の傷病者の搬送は年間約30件であり、通報時に心肺停止が疑わ



救命処置の流れについて

それでは、市民の皆さんの現場での対応は、どのようなことが求められるでしょうか。

ここでは、救命処置（心肺蘇生法）の流れを紹介します。

◎救命処置（心肺蘇生法）

①反応を確認する
傷病者の耳もとで「大丈夫ですか」「もしもし」と大声で呼びかけ、肩を軽くたたきながら反応の有無をみます。

②助けを呼ぶ

危険がなければ、大きな声で「誰かきて！ 人が倒れています！」と助けを求めます。協力者へは「119番へ通報してください」となどの協力を求めます。

③気道の確保

傷病者のあご先を持ち上げて、空気を肺に送りやすくします。

④呼吸の確認

傷病者が正常な呼吸（普段どおりの息）をしているかどうかを確認します。

⑤人工呼吸

正常な呼吸（普段どおりの息）がなければ、鼻をつまみ口と口の人工呼吸により息を2回吹き込みます。この時、人工呼吸ができない場合は、直ちに胸骨圧迫を開始します。

⑥胸骨圧迫（心臓マッサージ）

胸の真ん中に手を重ねて置き、胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送ります。

⑦心肺蘇生法の実施

胸骨圧迫を30回連続して行った後に、人工呼吸を2回行います。この胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ（30+2回のサイクル）を、救急隊に引き継ぐまで絶え間なく続けます。

【市内のAED設置施設（市設置分）】

◆仁賀保地域

市役所仁賀保庁舎、仁賀保勤労青少年ホーム、仁賀保公民館、スマイル、小出・院内診療所、ひばり荘、仁賀保駅、薫風苑、消防団車庫（釜ヶ台・冬節）

◆金浦地域

市役所金浦庁舎、金浦勤労青少年ホーム、白瀬南極探検隊記念館、図書館こびあ、温泉保養センター（はまなす）

◆象潟地域

市役所象潟庁舎、象潟体育館、象潟B&G海洋センター、道の駅象潟「ねむの丘」、鈴立山荘、都市農村交流センター、鶴泉荘、消防団車庫（小砂川・小砂川私立・大須郷・横岡・小滝・本郷）※その他にも各小・中学校や事業所等にも設置しています。

救急隊から現場での対応、メッセージ



にかほ市消防本部 消防署救急係 畑中一樹

救急を取り巻く現状は近年急速に変化しています。救急救命士の処置拡大もその一つですが、1人の命を救うには救急隊だけでは助けることはできません。

倒れた人を目撃したらすぐに119番通報し、救急隊が現場に到着するまでに必要な応急手当をしましょうようお願いいたします。

救急隊が引き継ぎ必要処置をして医療機関に搬送します。この一連の流れができてはじめて、1人の命を救うことができるのだと思います。

毎月、広報にかほ1日号に、市消防署が市民の皆さんへ「定期救命講習会」のお知らせをしています。突然起こりうるケガや病気に対応するためにも、ぜひ積極的な講習会への参加をお願いします。

問合せ にかほ市消防本部

消防署救急係 ☎ 38・2310